

同意書(案)

(共同研究参画型)

私「」(以下、「学生」といいます。)は、国立大学法人九州大学(以下「大学」といいます。)と株式会社「」が令和 年 月 日付で締結した「」に関する個別事業(以下「個別事業」といいます。)に事業協力者として参加するために、次の規定を守ることを約束します。

(個別事業への従事)

第1条 学生は、大学の事業担当者(以下、「指導教員」という。)の監督の下、大学の事業協力者として個別事業に従事するものとします。

(知的財産の取扱い)

第2条 学生は、個別事業に従事した結果、発明等をなした場合は、速やかに指導教員に連絡し、その後、大学と発明等に係る知的財産権の取り扱いについて相談することとします。原則大学に権利を譲渡することとしますが、最終的には学生と大学で協議のうえ譲渡契約を結び、大学は譲渡の対価として、「九州大学知的財産取扱規則」に準じて、学生に対して適正な対価を支払います。

(秘密保持)

第3条 学生は、指導教員から「秘密」の旨を指定された情報について第三者に開示しないことを約束します。

(事業成果の公表等)

第4条 学生は、事業成果を発表、あるいは第三者に開示する場合、指導教員の指示を仰ぐことを約束します。

(卒業等の後の扱い)

第5条 学生は、就職等により大学における身分がなくなった場合も、秘密の情報や事業成果を開示する場合には指導教員の指示を仰ぐことを約束します。

(本同意書の適用範囲)

第6条 個別事業が複数年度に渡るなどの事情により、個別事業契約が更新あるいは新たに締結された場合であっても、同一の個別事業である限りにおいては、本覚書の内容が自動的に適用されるものとします。本条でいう「同一の個別事業」とは、個別事業の契約当事者および個別事業の題目が同一であることをいいます。

(協議)

第7条 この同意書の内容について疑問等が生じたときは、学生・指導教員・大学の3者で話し合いを行い解決することとします。

この同意書を3通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

学生：(所属) 国立大学法人九州大学 大学院 府
(氏名)

大学：福岡市西区元岡7-4-4番地
国立大学法人九州大学
特定契約担当者
知的財産本部長

指導教員：(所属) 国立大学法人九州大学 大学院 研究院
(氏名) 教授